

II. 過去のOTTO案件のフォローアップについて

1 過去の対策本部決定案件

1-(1)パブリック・コメント手続等の改善（平成16年度問題提起プロセス）

1. 対策本部決定：平成17年3月24日
2. 問題提起者：在日米国商工会議所（ACCJ）
3. 所管省庁：総務省
4. 問題提起内容

平成16年度問題提起プロセス実施時における提起者の問題提起内容は以下のとおり。

日本におけるパブリック・コメント手続の制度は、平成11年の閣議決定（「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」）に基づいて導入されているが、その後の実施状況は、行政への国民の参加や透明性及び説明責任の面で、同制度の有効性への疑念を抱かせるものとなっている。

また、規制の設定や改廃に先だって、審議会その他の勉強会において基本的な枠組みが議論されることがあるが、その検討の結果を行政機関が取り上げてパブリック・コメント手続に付した段階では、当該規制の内容が実質的に固まってしまっていることも多く、このことも同手続の可能性と効果を損なう一因となっている。

総務省は、パブリック・コメント手続の本来の可能性と効果を実現するため、以下の点について改善を図るよう具体的措置を講じるべきである。

- (1)パブリック・コメント手続の法制化および例外の制限
- (2)パブリック・コメント手続の実効性の確保
- (3)英文によるコメントの提出
- (4)審議会その他の勉強会における議論への参加機会の拡大

5. 対策本部決定（平成17年3月24日）

対策本部は、パブリック・コメント手続等に関し、以下の対応を取ることを決定した。

- (1)引き続き手続の法制化の早期実現に向けた取り組みを進めるとともに、法制化後の手続の周知に努める。
- (2)①各省庁の手続の実施状況について調査を実施するなどして現状を把握するとともに、改善を促すための対応を検討する。その際、意見募集を行った規制に係る意思表示が募集期間終了後期間を置かずに行われ、提出された意見に

ついて適切な考慮がなされていないなどの運用が行われないう、制度の徹底を図る。また、②手続の適否に対する照会や苦情相談を受け付ける各省庁の窓口を公表するとともに、同窓口において、説明責任が果たされることを確認する。さらに、③個々の案件に応じて、年末年始等、休日が多くなる可能性のある時期には、必要に応じて意見提出期間を長く設定する等、少なくともコメントの抑制を図っているとといった誤解を与えないように対応すべきことを、改めて周知する。

- (3) 各省庁における意見募集の英文化への取組み状況等を踏まえつつ、電子政府の総合窓口における英文によるパブリック・コメント情報の提供のあり方について検討する。また、外国企業等が利害関係者と認められる場合には、極力、速やかに和訳の提出がなされる条件の下での英文によるコメントの提出を認めるべきであることを周知する。
- (4) 「審議会等」について、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」に基づく適切な対応が行われているか、調査を実施し、実態を把握する。また、「懇談会等」についても、適切な情報公開が行われているか、調査を実施し、実態を把握する。

6. 対策本部決定への対応状況

対策本部決定後、総務省は以下の対応を取った。

- (1) 意見公募手続を定める行政手続法を改正、平成 18 年 4 月 1 日から施行。
- (2) 同法施行に当たって、平成 18 年 3 月に、各府省に対し以下のとおり通知。
 - ・「意見公募手続に関する照会等の受付窓口を明確化し公表するよう努める」
 - ・「意見提出期間に長期の休日期間を含む場合には、必要に応じて相応と判断される期間の延長を検討するべきである」
 - ・「意見提出に使用する言語は原則として日本語とするが、個々の案件に応じ、外国法人等が利害関係者と認められる場合には、速やかに日本語訳の提出がなされる条件の下で、他言語による意見提出を認めることが検討されるべきである」
- (3) 英文によるパブリック・コメントの情報の提供は、当面、各府省の英文化等の推移を見守る。
- (4) 総務省行政管理局において、審議会等の情報公開状況等について調査を実施。

7. 問題提起者意見

総務省による上記対応につき、問題提起者から以下のような意見が提示された。

- (1) 行政手続法の改正及び総務省の各府省に対する通知を評価する。
- (2) 平成 18 年 3 月以降、パブリック・コメント手続上、不適切だと思われる具体的な苦情は、現時点では認識していないが、従来からの以下の懸念事項については今後も注視していく。
 - ・原則すべての法令、規則等の案についてパブリック・コメントを行うこと
 - ・国会審議前に法律案全文が意見公募のため公表されること
 - ・意見提出期間終了後 30 日の待機期間が設けられること
 - ・外国の経済団体の代表を、審議会等に参加させること
 - ・速やかに日本語訳の提出する条件の下で英語での意見の提出が認められること

8. フォローアップ結果

一定の制度改正がなされたことを評価する。提起者は、上記のような懸念事項については今後も注視していくとしながらも総務省の対応を評価。

以上を踏まえ、総務省においては、引き続き、対策本部決定や対処方針に示された事項を着実に実施されたい。

1-(2) 外国大学日本校に対する税制優遇措置の適用

(平成 16 年度問題提起プロセス)

1. 対策本部決定：平成 17 年 3 月 24 日
2. 問題提起者：テンプル大学ジャパン、在日米国商工会議所（ACCJ）
3. 所管省庁：文部科学省
4. 問題提起内容

平成 16 年度問題提起プロセス実施時における提起者の問題提起内容は以下のとおり。

外国大学の日本校が、日本の学校教育法上の大学として認められるためには、大学設置基準等に定める多くの条件を満たす必要があるが、その多くは、外国大学の日本校がその特徴を活かした運営を行うには、実情に則していないものである。このため、テンプル大学ジャパンは、日本において本校と同様の教育を提供するため、便宜上、有限会社の形態をとっており、学校教育法上の（私立）大学の設置主体である学校法人に対する法人税や寄附金、同大学の授業料にかかる消費税等に関して認められている税制上の各種優遇措置を適用することが認められていない。

関係省庁は、外国大学の日本校に対して、学校教育法上の大学と同様の税制優遇措置を認めるための方策を検討すべきである。

5. 対策本部決定（平成 17 年 3 月 24 日）

対策本部は、外国大学の日本校に対する税制優遇措置の適用に関し、文部科学省が、以下の対応を取ることを決定した。

文部科学大臣の指定を受けた外国大学の日本校が、日本の大学に準じた税制優遇措置を受けることについて、現行制度との関係を整理しつつ、新たな仕組みの創設の必要性を含め、速やかに検討し、結論を得る。

6. 対策本部決定への対応状況

対策本部決定後、文部科学省は、「外国大学日本校」の設置者を、学校教育法上の学校や専修学校を設置する学校法人や準学校法人とするのが最も現実的かつ速やかな方法であるとし、テンプル大学ジャパンの求めに応じて、設置基準の趣旨等に関して必要な助言を行い、また、東京都に対して専修学校設立に関する説明・調整を行った。

7. 問題提起者等意見

文部科学省による上記対応につき、テンプル大学ジャパンから以下のような意見、要望が提示された。

- (1) テンプル大学ジャパンとしては、本部決定にある「現行制度との関係を整理しつつ、新たな仕組みの創設の必要性を含め、速やかに検討」することが最も重要であると考え、専修学校としての設置が可能であれば、この方法により税制問題を解決する所存。
- (2) 他方、東京都が内規に定める専修学校設置基準は、他の地方公共団体と比べてより厳しく、これら設置基準の多くが「外国大学の日本校」の現状にそぐわず、東京都はこれらの設置基準を満たさない場合、設置申請自体を受け付けないとしている。このため、外国大学日本校の現状にそぐわない要件の緩和の働きかけを要望。さらに、専修学校設置の可能性が極めて少ないことが認められる場合には、〇Ｔ〇対策本部決定どおり、「新たな仕組みの創設の必要性」等についての検討を要望する。

8. フォローアップ結果

以上を踏まえ、第40回市場開放問題苦情処理推進会議（平成18年9月15日開催）では、専修学校化への協力及び新たな仕組みの創設の必要性等の検討を文部科学省に求めるとともに、会議として本案の進捗状況の確認を行う旨を以下のように決定した。

- (1) まずは、専修学校となるための申請に関し、関係者間の調整が円滑になされるよう、所管省は積極的に取り組むべきである。
- (2) 対策本部決定された新たな仕組みの創設の必要性等については、所管省は引き続き着実に検討を進めるべきである。
- (3) このため、当会議として引き続き本案件の進捗状況の確認を行っていくこととする。

これらを踏まえ、文部科学省は、上記会議以降、関係者との意見交換等を行ってきたところ。専修学校設置に関しては、テンプル大学ジャパン及び東京都に対して、専修学校設立に関する説明・調整を実施。さらに、大学制度に関して、上記会議後に、一定の場合に校地・校舎の自己所有要件を緩和する構造改革特別区域の全国展開の方向性が定まったことや、大学設置基準・大学設置認可制度の弾力化等の状況をテンプル大学ジャパンに対して説明してきた。

テンプル大学ジャパンは、これらの文部科学省の対応を評価。大学設置についての現況の説明を受け、従来の方針を変更し、大学附属英語研修課程については引き続き専修学校化を検討するものの、今後は、主に大学設置の可能性について検討を進めていくことが確認された。

これに対して、文部科学省は、テンプル大学ジャパンの方針・今後の動向、構造改革特別区域の全国展開の**実施**及び大学設置基準・大学設置認可制度の弾力化の趣旨を踏まえつつ、テンプル大学ジャパンからの大学設置相談等の求めに応じ、適切に対応していくとしている。また、専修学校設立に関しても、テンプル大学ジャパンの求めに応じて、引き続き助言・相談に応じるとともに、東京都に対しても適宜説明をしていく方針を示しており、テンプル大学ジャパンもこの方針を了解した。

以上を踏まえ、文部科学省においては、上記対応方針に基づき、問題提起者からの相談に応じる等の適切な対応をとられたい。

1-(3)大量所有自動車の登録に係る手続の見直し(平成16年度問題提起プロセス)

1. 対策本部決定：平成17年3月24日
2. 問題提起者：在日米国商工会議所
3. 所管省庁：国土交通省
4. 問題提起内容

平成16年度問題提起プロセス実施時における提起者の問題提起内容は以下のとおり。

道路運送車両法（以下、「法」という）は、自動車の所有者の名称や住所に係る変更登録ならびに所有権の移転登録（以下、「変更登録等」という）について、15日以内に申請を行うことを義務付ける一方、これらが自動車検査証の記載事項でもあることから、自動車検査証記載事項の変更申請と同時に行うことを義務付けている。

しかしながら、大量の自動車（会社によっては10万台超）を所有しているリース会社にとって、15日以内に、申請手続が必要となる全ての借主に対して自動車検査証原本の引渡しを求め、申請を行うことは、法が自動車の運行時に自動車検査証原本の備え付けを義務付けていることとも相俟って、事実上不可能であるとともに、極めて多大な負担となっている。

国土交通省は、リース会社等、使用者が異なる自動車を大量に所有する者が、自らに関する事項の変更登録等の申請を行う際に、法の要請を遵守できるよう、また現在課されている多大な負担が軽減されるよう、使用者による自動車検査証記載事項の変更申請とは別途に行うことを可能にするための、何らかの方策を講じるべきである。

5. 対策本部決定（平成17年3月24日）

対策本部は、大量所有自動車の登録に係る手続に関し、以下の対応を取ることを決定した。

自動車リース会社の負担を軽減するための当面の措置について、運用面でできる対応を平成17年度中に検討し、早急に結論を得る。

また、何らかの制度面の措置を講じることについて、法令改正も含めて検討し、速やかに結論を得る。検討にあたっては、有識者や利害関係者等からなる検討機関を、期限を明らかにして設置する。

6. 対策本部決定への対応状況

対策本部決定後、国土交通省は、以下のような対応を行った。

リース会社等の大量に自動車を所有している者に係る変更登録・移転登録の

手続きの負担軽減については、平成 17 年 6 月より有識者等による検討会で議論、平成 17 年 12 月に中間取りまとめが行われた。

この中間取りまとめでは、所有者と使用者が異なる場合における所有者の登録手続きに係る負担軽減を図る観点から、自動車検査証から所有者情報を削除し、登録手続きと自動車検査証記載事項の変更手続きを切り離すこと。また、その場合、自動車の流通において簡便で確実な所有者の確認手段を確保する必要があるため、登録情報の電子閲覧制度を活用すること等について提案された。

その後、中間取りまとめの内容を踏まえ、道路運送車両法の改正案が改正され、平成 18 年 5 月 19 日に公布された。

7. 問題提起者意見

国土交通省による上記対応につき、提起者から以下のような意見、要望が提示された。

- (1) 国土交通省によりとられた対応を評価。
- (2) 一方、本来の要望事項が実現されるか否かは、関係省令等の改正など、今後の国土交通省の対応次第であり、国土交通省が次の 4 点を適切に実施することが重要。

第 1 に、出来る限り早い時期に、登録識別情報制度の実施及びそれに付随する省令等の改正を含む車検証記載事項の変更がなされること。

第 2 に、今後の省令等の改正では、軽自動車を含む全ての自動車の車検証記載事項について、適切かつ統一された変更がなされること。

第 3 に、所有者の変更・移転登録申請については、電子化されたオンラインシステムによって 1 件の一括申請により完了できるようにすること。

最後に、以上の事項に関して国土交通省が今後行う検討の過程において、透明性が確保されるとともに利害関係者に十分な参加の機会が与えられつつ、本件が早急に解決されること。

8. フォローアップ結果

一定の制度改正がなされたことを評価する。また、提起者の上記意見、要望に対して、国土交通省は、登録識別情報制度の具体化のため、平成 18 年 6 月 20 日に在日米国商工会議所を含む関係団体及び国土交通省からなる「登録識別情報制度の導入に係る検討会」を立ち上げ、制度の内容について検討を開始。変更・移転登録に係る一括申請が可能かどうかについても本検討会で取り扱うことを表明している。

以上を踏まえ、国土交通省においては、引き続き、対策本部決定や対処方針に示された事項を着実に実施されたい。

1-(4) 外国人経営者の在留資格基準の明確化（平成16年度問題提起プロセス）

1. 対策本部決定：平成17年3月24日
2. 問題提起者：外国人経営者
3. 所管省庁：法務省
4. 問題提起内容

平成16年度問題提起プロセス実施時における提起者の問題提起内容は以下のとおり。

外国人が日本で経営活動を行うためには、在留資格「投資・経営」を取得する必要があり、平成10年以降、同在留資格に基づいて事業活動を行っている。しかしながら、平成15年に、活動内容に大きな変更がないにもかかわらず、更新申請が不許可処分になるということがあった。その後、平成16年にも「投資・経営」への在留資格の変更申請が不許可処分とされたが、入国管理局からその理由について、当初は「経営不振、赤字」、次に「事業所の賃貸契約の名義が本人でないこと」、との異なる説明を受けた。こうした事例の背景には、「投資・経営」の在留資格の審査の基準が不明瞭で、各入国管理局において裁量的な審査が行われていることがある。また、審査の基準や結果に関する説明が不十分であるため、申請者の対応を困難にしている。

法務省は、今般の事例に基づき、「投資・経営」の在留資格の審査に関して、以下の点について改善を図るよう具体的措置を講じるべきである。

- (1) 事業の継続性に係る基準の見直し・明確化
- (2) 事業所の確保に係る基準の見直し・明確化
- (3) 不許可理由の明示
- (4) OTO対策本部決定の実施の徹底

5. 対策本部決定（平成17年3月24日）

対策本部は、外国人経営者の在留資格基準に関し、以下の対応を取ることを決定した。

- (1) 「投資・経営」活動を行う際、当該事業の継続性が必要とされることについて、その具体的事例等を解説、公表する。
- (2) ①事業の継続性は総合的に判断すべきものである旨を各入国管理局へ周知徹底する。②事業所確保の基準について、どのような場合に事業所が確保されていると判断されるか具体的事例等を解説、公表する。③住居を兼ねていても事業所の確保を認める場合については、審査上のガイドラインを作成する。
- (3) 不許可（又は不交付）処分に当たっては、より詳細な理由を通知書に添付す

る。

- (4)①投資規模ガイドラインの趣旨を再度各入国管理局に周知徹底、裁量行政を極力排除する。②在留資格「投資・経営」の申請に際して提出を求める資料に投資額を含めるよう速やかに施行規則を改正する。

6. 対策本部決定への対応状況

対策本部決定後、法務省は、外国人経営者の在留資格基準の明確化に関して、以下の対応をとった。

- (1)については、平成17年8月、法務省ホーム・ページにおいてその具体的事例等を解説、公表した。
- (2)①については、平成17年8月29日付で「事業の継続性については、単年度の決算状況を重視するのではなく、貸借状況等も含めて総合的に判断することが必要である」旨、地方入国管理局に対し周知した。②及び③については法務省ホーム・ページにおいてその具体的事例等を解説、公表した。
- (3)については、平成17年8月11日付け及び同年11月17日付け文書をもって地方入国管理局に通知した。在留資格「投資・経営」に限らず、すべての在留資格に係る審査において不許可又は不交付処分を行う場合は、その「理由」とともに「その根拠となる事実」を通知書に記載するよう取り扱っている。
- (4)①については、既に「入国・在留審査要領」に盛り込み、趣旨を徹底している。②については、平成17年6月に出入国管理及び難民認定法施行規則の改正を行い、「貿易その他の事業の経営を開始し、又はこれらの事業に投資してその経営を行おうとする場合」の提出資料として、「当該外国人の投資額を明らかにする資料」を加えた。

7. 問題提起者意見

法務省による上記対応につき、提起者から以下のような意見が提示された。

- (1) 事業の継続性の判断について、その具体的事例等の公表はホーム・ページでの公表だけでなく、インフォメーションでの配布等が必要。また、事業の継続性については、決算数字だけで行われたり、活動期間にかかわらず、一律の基準で扱われることについて検討が必要。
- (2) 事業所確保の基準のさらなる明確化と住居兼事業所の審査に係る入管担当者の能力向上が必要。
- (3) 不許可理由が記載されていない場合がある。不許可理由を記載するよう周知徹底すべき。

- (4) 投資規模に関するガイドラインの趣旨に関し、「入国・在留審査要領」の内容と他の通知等の中で統一性を図る必要がある。
- (5) 「投資・経営」の申請に際し求められる資料について、施行規則の改正が十分ではなく、また、窓口で配布される「必要書類一覧」に反映されていない。

8. フォローアップ結果

一定の基準の明確化等がなされたことを評価する。また、提起者の上記意見に対して、法務省は、事業継続性の判断に係る意見については、今後の検討にあたっての意見とすること、その他意見についても必要な措置を講じること等を表明している。

以上を踏まえ、法務省においては、引き続き、対策本部決定や対処方針に示された事項を着実に推進されたい。

1-(5)消費者にとってより判り易いサプリメントに係る情報提供の推進 (平成17年度問題提起プロセス)

1. 対策本部決定：平成18年3月23日
2. 問題提起者：在日米国商工会議所（ACCJ）、在日米国大使館
3. 所管省庁：厚生労働省
4. 問題提起内容

平成17年度問題提起プロセス実施時における提起者の問題提起内容は以下のとおり。

国民の多くが自らの健康維持のため、いわゆる「健康食品」（サプリメント）を摂取しているが、現在、サプリメントについては、商品に関する情報提供が十分にできず、曖昧な商品広告等による情報の氾濫もあり、消費者は何を指針として商品を選択して良いのか判断できない状況となっている。

このため、サプリメントの機能特性を商品に表示することが消費者にとって最も望ましいが、最低限の措置として、サプリメントの素材（成分）に係る情報を消費者に判り易く提供するための方策を講じるべきである。

具体的には、「国立健康・栄養研究所」がホーム・ページ上に設けている素材情報データベースを情報源として活用し、①業界団体名による情報発信の形態を取ること、②内容について公的機関の確認をとること、③公益性・中立性を確保するやり方によること、等の条件下で、客観・中立的な情報を消費者に判り易いかたちで事業者側から提供することを提案する。

5. 対策本部決定（平成18年3月23日）

対策本部は、消費者にとって判り易いサプリメントに係る情報提供の推進に関し、厚生労働省が、以下の対応を取ることを決定した。

独立行政法人国立健康・栄養研究所のデータベースの情報を利用する業界団体が、当該情報を、個別商品の宣伝に利用しないことを担保した上で、消費者の求めに応じて紙媒体等の形で提供することを認めることとし、法令等が遵守された適切な情報提供を確保するため、その具体的実施方法については、平成18年度中に業界団体と調整を行い、必要に応じルール等を整備する。

6. 対策本部決定への対応状況

対策本部決定後、厚生労働省は、業界団体との会議を開催するため、業界団体との会議日程を調整した。

7. 問題提起者意見等

厚生労働省の上記対応につき、提起者から以下のような要望が提示された。

平成18年3月23日にOTTO対策本部で本部決定されました「消費者にとってより判り易いサプリメントに係る情報提供の推進」に関し、厚生労働省が業界8団体を集めて、当該業界団体調整のための打合せを開催したところ。今後、この打合せに、在日米国商工会議所も参加させていただきたい。

8. フォローアップ結果

提起者の上記要望に対して、厚生労働省は、「消費者にとってより判り易いサプリメントに係る情報提供」するための検討・調整過程へ提起者が参加できるよう働きかけたい旨表明した。

以上を踏まえ、厚生労働省においては、引き続き、対策本部決定や対処方針に示された事項を着実に実施されたい。